

令和4年度

弘前市庁舎敷地地質調査設計業務

現場説明書

東北農政局

1. 契約の保証について

契約の保証については別紙1のとおり。

2. 積算上の基地について

旅費交通費の積算基地は「仙台市」で考えている。

なお、外業については「弘前市」に滞在し、宿泊による作業で考えており、職種内訳は、次のとおりである。

(調査外業) ボーリング調査

	職 種			
	地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員	計
宿泊数	4人	7人	7人	18人

3. 打合せについて

打合せ場所については、東北農政局総務部会計課を考えている。

打合せに要する日数は、0.5日/回とし、下表のとおり考えている。

	主任技師	技師 A	技師 B
初 回	0.5人	0.5人	
第 2 回		0.5人	0.5人
第 3 回		0.5人	0.5人
最 終 回	0.5人	0.5人	

4. 旅費交通費について

現地調査及び調査業務に係る旅費交通費は、宿泊によるものとし仙台市から調査場所間をライトバン移動で考えており、ライトバン損料、燃料費、高速道路料金（仙台宮城IC～大鰐弘前IC間）を計上している。

5. 間接調査費について

(1) 現場内小運搬として、50m以下の人肩運搬を1.3t計上している。

(2) ボーリング資機材の運搬は、2tトラック(2.0t吊クレーン装置付)で2回(搬入時・搬出時)を考えており、交通費として高速道路料金(仙台宮城IC～大鰐弘前IC間)を計上している。

6. 積算基準について

(1) 積算基準に定められていない作業歩掛については、別紙2のとおり考えている。

なお、別添2に示す作業歩掛については、実態調査を行うので業務完成時に別紙3の見積歩掛実態調査票に必要事項を記入の上、監督職員あて提出すること。

(2) 費用の算定は、農林水産省土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)に準拠する。

7. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務(以下「発注工事等」という。)において、暴力団員等による不当要求又は業務妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

8. 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者(農林漁家を含む)の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

別紙 1

1. 契約の保証について

- (1) 落札者は、現場技術業務契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類の提出に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行 仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「歳入歳出外現金出納官吏東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 昆野 淳」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行 仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 昆野 淳」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行なう組合

(以下「銀行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「金融機関等」と総称する。)とする。

- (イ) 保証書の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 坂本 修」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書(変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。)の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 坂本 修」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 坂本 修」と記載するように申し込むこと。

- (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
 - (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
 - (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
 - (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
 - (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (2) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

2. 低入札価格調査基準の適用について

本業務は、低入札価格調査の対象業務となることから、低入札基準に該当した場合は書面による調査回答を求める。

別紙 2

作業項目	作業量	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
1. 現地調査	1 式	2.0	2.0	2.0		
2. 資料の検討	1 式	2.0	2.0	2.0		
3. 設計計画						
3-1. 法令上の諸条件の検討	1 式		1.0	2.0	1.0	
3-2. 工法の検討	1 式	2.0	4.0	4.0	2.0	2.0
3-3. 仮排水計画設計	1 式	1.0	2.0	4.0	4.0	
4. 構造計算及び構造図作成	1 式	1.0	3.0	4.0	5.0	4.0
5. 平面図等の作成	1 式		1.0	1.0	2.0	4.0
6. 数量計算	1 式			1.0		2.0
7. 施工計画	1 式	3.0	4.0	4.0	4.0	3.0
8. 総合検討	1 式	1.0	1.0			
9. 照査	1 式	2.0				
10. 点検取りまとめ	1 式	0.5	1.0	1.0	2.0	2.0
合 計		14.5	21.0	25.0	20.0	17.0

見積歩掛実態調査票

1. 調査目的

本調査は、本業務に関する作業歩掛の実態調査を把握し、見積歩掛の妥当性の検証、積算の適正化を図ることを目的としている。

2. 概要

発注者	局名	
	担当部署	
	業務名	
	担当者	
受注者	受注者名	
	担当者名	
	担当者連絡先	

3. 歩掛調査様式

作業項目	作業内容	歩掛（発注者記載）						歩掛（受注者記載）					
		技師 長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術 員	技師 長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術 員
合計													

4. 歩掛に差異が生じた理由（発注者記入）

5. 歩掛に差異が生じた理由（受注者記入）